



無償化の対象となるのは児童の保護者すべての方が、その児童を保育できないと認められる場合(保育の必要性が認定された場合)です。

児童を保育できない事由は、下記のとおりです。児童を保育できないことの証明として、保護者より下記の各証明書類等の提出が必要となります。

## << 児童を保育できないと認められる事由の証明書 >>

事由		証明書の種類	備考
就労または就労内定	会社等勤務	<b>就労証明書</b> ※月60時間以上の就労であること	◎自営や親族経営の事業所で就労されている方で、社会保険証(本人)をお使いの方は、コピー(記号・番号等を塗りつぶしたものを添付してください。 ◎就労予定等でまだ社会保険証が発行されていない場合は、民生委員(児童委員)に就労の確認を依頼してください。 <b>※就労実績欄に必ず記入をしてください</b>
	内職	<b>就労証明書</b> ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	◎自営や親族経営の事業所で就労されている方は、民生委員(児童委員)に就労の確認を依頼してください。 ◎毎月の収入額をご連絡いただけます。 <b>※就労実績欄に必ず記入をしてください</b>
	自営業(親族経営勤務)	<b>就労証明書</b> ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	◎必要事項に記入のうえ、民生委員(児童委員)に確認の依頼をしてください。 <b>※就労実績欄に必ず記入をしてください</b>
	農業	<b>就労証明書</b> ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	◎必要事項に記入のうえ、民生委員(児童委員)に確認の依頼をしてください。 <b>※就労実績欄に必ず記入をしてください</b>
疾病	<b>市の書式による医師の診断書</b>	病院様式の診断書の場合は、市様式の内容がすべて具備されているものが必要となります。	
心身障害等	<b>市の書式による医師の診断書、又は身体障害者手帳、療育手帳、障害年金の証書、精神障害者福祉手帳等のコピー</b>	病院様式の診断書の場合は、市様式の内容がすべて具備されているものが必要となります。	
同居親族の介護・看護	<b>市の書式による医師の診断書</b>	介護時間が、1日4時間以上、かつ月15日以上(月60時間以上)が要件となります。	
妊娠・出産	<b>妊産婦マル福受給者証のコピー</b> または <b>母子健康手帳のコピー</b> (出産予定日のわかるもの)	出産予定日の前6週(多胎の場合前14週)から、出産後8週の属する月の間。 <b>※就労中でも産前産後休暇を取得されている間は「妊娠・出産」が理由となります。</b>	
就学	『学生証のコピー』または『在学証明書』および、『学校発行の時間割表(カリキュラム)』または、『就学に関する申立書(注1)』	1日4時間以上、かつ月15日以上(月60時間以上)受講(研究)していることが要件となります。	
求職活動	<b>求職状況申立書</b>	保育所入所後3か月以内に就労証明書等の提出がなければ退所となります。	

### 注意事項

※注1: 時間割(カリキュラム)の内容は、学校等で受講している時間や内容に限られ、自主学習などの個人の勉強時間は、保育必要時間数としては認められません。また、「学校等証明欄」の記載のないものは無効です

- ◇ 民生委員に確認の依頼をする場合、「**依頼書**」と「**就労証明書**」の必要事項をあらかじめ記入して依頼してください。
- ◇ 求職活動中の方で、同一敷地内住居に65歳未満の祖父母がいらっしゃる方は、祖父母分の証明書も提出が必要です。
- ◇ 申請書は、申込む児童1人につき1部提出してください。ただし『児童を保育できないと認められる事由の証明書』は父母および祖父母分で各1部ずつの提出が可能です。
- ◇ 証明内容に変更があった場合は、証明書の再提出が必要です。

## 変更があった場合の届出について

・次のような変更があった場合は、必ず園または子育て支援課へ書類を提出してください。

### 1. 父・母いずれかが仕事辞めた場合

①転職した場合 ⇒就労証明書を提出してください。

②求職活動をする場合 ⇒求職状況申立書を提出し、3か月以内に就労証明書を提出してください。  
(※就労証明書の提出がない場合は、認定取り消しになります)

### 2. 父・母いずれかが就学する場合 ⇒下記の書類を1点ずつ提出してください。

○学生証のコピー、または在学証明書のどちらか1点

○学校発行の時間割（カリキュラム）または、就学に関する申立書のどちらか1点

### 3. 妊娠した場合 ⇒母子手帳または妊産婦マル福受給者証のコピー (分娩予定日を記載したページ)を提出してください。 出産後は、子育て支援課から再度通知をさせていただきます。

### 4. 預かり保育を使わなくなった場合 ⇒取消届を提出してください。

### 5. 下妻市から転出する場合 ⇒取消届を提出してください。

### 6. その他 ⇒子育て支援課までお問い合わせください。

※書類は園、子育て支援課にあります。

また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

下妻市役所  
子育て支援課  
TEL 0296-45-8120

(裏面)